

第 5 5 号議案

福井県教育庁等の職員等の旅費取扱規則の一部改正について

別紙のとおり、福井県教育庁等の職員等の旅費取扱規則（平成 1 0 年教育委員会規則第 4 号）の一部を改正する。

令 7 年 3 月 1 4 日提出

教 育 長 藤 丸 伸 和

提 案 理 由

国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正を踏まえ、福井県一般職の職員等の旅費等に関する条例等が改正されることに伴い、所要の規程の整備を図りたいので、この案を提出する。

福井県教育庁等の職員等の旅費取扱規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年 月 日

福井県教育委員会

福井県教育委員会規則第 号

福井県教育庁等の職員等の旅費取扱規則の一部を改正する規則

福井県教育庁等の職員等の旅費取扱規則（平成10年福井県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（趣旨） 第1条 職員（福井県教育庁および福井県立学校その他の教育機関の職員ならびに市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条および第2条に規定する職員をいう。以下同じ。）および職員以外の者に対して支給する旅費の取扱いについては、福井県一般職の職員等の旅費に関する条例（昭和25年福井県条例第46号。以下「条例」という。）および福井県一般職の職員等の旅費に関する条例施行規則（昭和29年福井県人事委員会規則第1号。<u>以下「施行規則」という。</u>）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。 （<u>船員に係る旅費</u>を支給する職員の範囲等） 第3条 <u>船員に係る旅費</u>を支給する職員は、<u>施行規則第27条第1項に規定する旅行をする職員</u>とする。 2 <u>船員に係る旅費</u>の額および支給条件は、別表第2のとおりとする。 （引率旅費） 第4条 児童または生徒を引率する旅行をする職員に対して支給する旅費については、<u>条例第8条第2項</u>の規定により、教育長が別に定めるところにより調整して支給することができる。	（趣旨） 第1条 職員（福井県教育庁および福井県立学校その他の教育機関の職員ならびに市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条および第2条に規定する職員をいう。以下同じ。）および職員以外の者に対して支給する旅費の取扱いについては、福井県一般職の職員等の旅費に関する条例（昭和25年福井県条例第46号。以下「条例」という。）および福井県一般職の職員等の旅費に関する条例施行規則（昭和29年福井県人事委員会規則第1号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。 <u>（日額旅費を支給する旅行）</u> <u>第3条 条例第29条第1項に規定する教育委員会が定める旅行は、次に掲げる旅行とする。</u> <u>（1） 実習船に乗船してする旅行（これに準ずる旅行を含む。）</u> <u>（2） 長期間の研修、講習または訓練の受講その他これらに類する目的のためにする旅行（これに準ずる旅行を含む。）</u> （<u>日額旅費</u>を支給する職員の範囲等） 第4条 <u>日額旅費</u>を支給する職員は、<u>前条各号に掲げる旅行をする職員</u>とする。 2 <u>日額旅費</u>の額および支給条件は、別表第2のとおりとする。 （引率旅費） 第5条 児童または生徒を引率する旅行をする職員に対して支給する旅費については、<u>条例第38条第2項</u>の規定により、教育長が別に定めるところにより調整して支給することができる。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第3条関係）

航海日当		船員食卓料
第1区	第2区	
590円	1,030円	1,380円

備考

- 1 航海日当は、1航海における出港の日から帰港の日まで支給する。
- 2 第1区は第2区に属さない海域とし、第2区は太平洋に属する海域とする。
- 3 船員食卓料は、1航海が2日以上にわたる場合において、実際に乗船した日から実際に下船した日まで支給する。この場合において、必要と認めるときは、この表に掲げる額の範囲内で現物により支給することができる。
- 4 第3条第1項に規定する職員が、当該旅行において公務上の必要または天災その他やむを得ない事情により上陸した場合には、その上陸した日から再び乗船した日までの期間においては、船員に係る旅費に代えて、施行規則第21条に規定する宿泊費および施行規則第22条第1項または第2項に規定する宿泊手当を支給する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の福井県教育庁等の職員等の旅費取扱規則の規定は、この規則の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

福井県教育庁等の職員等の旅費取扱規則
(平成10年教育委員会規則第4号)の一部改正について

国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正を踏まえ、福井県一般職の職員等の旅費等に関する条例等が改正されることに伴い、所要の改正を行う。

1 主な改正の内容

(1) 日額旅費

- ・研修日当を廃止し、名称を「船員に係る旅費」に変更

(2) 引率旅費

- ・条例改正に伴い、規定する条例第38条を条例第8条に変更

2 施行期日

令和7年4月1日